

赤十字の基礎・養成講習受講にあたっての注意事項

まず、「開催要項」を熟読され、ご理解をお願いします。その上で、次の事項についても、あらかじめご了承下さい。

1 時間厳守でご参加下さい。

赤十字の講習は、定められたプログラムに沿って、規定の時間で実施するので、遅刻又は早退された場合には、受講できません。全日程を受講された場合にのみ、受講証を交付します。

2 検定合格者には、認定証が交付されます。

全日程を受講された方を対象に、学科・実技の検定を行い、学科・実技ともに80点以上（100点満点）を獲得された方に、認定証を後日交付します。どちらかが80点未満であれば、不合格となります。認定証の有効期間は5年間です。（遅刻又は早退された場合は、検定の受験はできません。）

3 赤十字の講習は、実技主体です。

限られた日程の中で、定められた指導要綱に従って、指導員が指導を行います。

学科は、主に一人の指導員が座学で進行します。実技では、受講者約10人に一人の割合で指導員が対応します。受講者が二人一組になって傷病者役と手当実施役を交互に担当することになりますが、その時々に応じての組み合わせとなり、また、受講人数等により異性と組み合わせになることもありますのでご了承ください。

特定の受講者だけに細部にわたって指導することは困難ですので、予習・復習により、ご自分でも勉強することを実践してください。

なお、講習会場で騒いだり、講習の進行を妨げた場合は、退席をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。なお、受講者同士の安全確保及び感染防止の観点から、長爪、付け爪、過度なネイル装飾はご遠慮ください。

また、例えば、救急法基礎講習では胸骨圧迫、救急員養成講習では傷病者搬送など力の必要な実技がありますので、ご自分の体力等を考慮し、自己責任で受講してください。

妊婦の方は胎児への影響を考え、医師にご相談の上でご参加ください。

4 動きやすい服装で受講してください。

赤十字の講習は実技主体のため、下を向いたり、寝転んだり、また、傷病者役にもなることから、動きやすい服装でご参加ください。（包帯法の実技では、肘・膝までまくり上げることのできる服装でご参加ください。）実技演習を実施されない場合は、受講証や認定証の発行はできません。特に、スカート姿での受講はご遠慮ください。

*不明なことがあれば、申込み前にお問い合わせください。

問い合わせ先：日本赤十字社姫路市地区（姫路市 地域福祉課内）

TEL：079-221-2304 FAX：079-221-2489

赤十字救急法基礎・救急員養成講習 開催要項

日本赤十字社は、赤十字の理念である「人道」の精神に基づき、不慮の事故や急病に対する救命・応急手当の方法を赤十字救急法講習として普及しています。

本講習は、赤十字救急法基礎講習と赤十字救急法救急員養成講習により構成され、1日目には基礎講習として救命手当（手当の基本・AEDを含む心肺蘇生・気道異物除去等）について受講していただき、2～3日目は、救急員養成講習として応急手当（止血・骨折の固定・傷病者の搬送等）を受講していただきます。**令和8年4月1日から人工呼吸の実技を再開します。**

記

講習名称：赤十字救急法講習（赤十字救急法基礎講習・赤十字救急法救急員養成講習）

講習日程：指定する各3日間のコース（別紙日程表をご参照ください）

1日目	8月	5日（水）	基礎講習	13:00～17:30（受付開始12:30～）
2日目	8月	6日（木）	救急員養成講習	9:30～17:30
3日目	8月	7日（金）	〃	〃

講習会場：姫路市総合福祉会館 5階 第1会議室

受講条件：満15歳以上の方で、実技を含む講習を受講できる健康状態の方

受講定員：30人（申込者が10人に満たない場合は開催いたしません。）

※申込みが受講定員を超えた場合は、抽選となります。

受講費：3,600円（教材費、保険料等）

※初日に受付にて現金でお支払いいただきます。つり銭のないようにお願いいたします。

携行品：筆記用具、実技のしやすい服装（トレーニングウェア等）、歯ブラシ等（人工呼吸実習前の口中洗浄）、バスタオル・フェイスタオル各1枚（固定講習に使用）、ビニール袋2枚（手が入る位の大きさの物）、昼食（ご準備される方が望ましい。）

※実技のときはお化粧品をお控えください。

申込期間：令和8年6月15日（月）～令和8年7月10日（金）

申込方法：兵庫県支部のHPから又は所定の申込用紙を下記へ送付してください。（FAX可）

※郵送およびFAXの場合は、必ず下記まで確認の連絡をしてください。

申込結果：お申込みいただいた方全員に、受講可否の結果を郵送します。

締め切り後、7日間（土日祝を除く）経過しても通知が届かない場合は、必ずご連絡ください。

問合せ・申込先：日本赤十字社姫路市地区

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 地域福祉課内

TEL 079-221-2304 Fax 079-221-2489

認定証：赤十字救急法基礎講習での検定合格者には「赤十字ベーシックライフサポーター認定証」を交付します（赤十字救急法基礎講習は、厚生労働省が定める一定の頻度で対応することを想定される者のための自動体外式除細動器（AED）講習に該当します。）また、赤十字救急法救急員養成講習の全日程受講者には「赤十字救急法救急員養成講習受講証」を、検定合格者には「赤十字救急法救急員認定証」を後日交付します。救急員認定証の有効期間は5年間です。

※欠席、早退、遅刻等は認定証交付の対象になりません。

その他：赤十字救急法基礎講習と赤十字救急法救急員養成講習に分けての受講はできません。

講習場所の駐車場は台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用願います。

赤十字救急法基礎・救急員養成講習 日程表

実施数	時間	講 習 内 容	科 目
第1日目	12:30	受付開始	
	13:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開講式:救急法基礎講習 ○ オリエンテーション・ケーススタディ ○ 赤十字救急法について ○ 手当の基本 ○ 一次救命処置 心肺蘇生、AEDの使用法、気道異物除去 ○ 手当の基本 ○ 一次救命処置 心肺蘇生、AEDの使用法、気道異物除去 ○ 全体実技(検定含む) ○ 学科検定 ○ 閉講式等 認定証授与(検定合格者) 	学科 // // // 実技 // // 評価 //
	17:30	終了	
第2日目	9:00	受付開始	
	9:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開講式:救急法救急員養成講習 ○ 救急法救急員について ○ 急病 ○ けが ○ 止血 	学科 // // //
	12:15	----- 昼 食 -----	
	13:15	<ul style="list-style-type: none"> ○ きずの手当 ○ 骨折の手当 ○ 止血 ○ きずの手当 ○ 骨折の手当 	学科 // 実技 // //
	17:30	終了	
第3日目	9:00	受付開始	
	9:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搬送 ○ 救護 ○ 骨折の手当 ○ 搬送 	学科 // 実技 //
	12:10	----- 昼 食 -----	
	13:10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合実技 ○ 実技復習 ○ 実技検定 ○ 学科検定 ○ 閉講式等 (受講証授与) 	実技 // 評価 //
	17:30	終了	

※ 日程・時間の詳細は都合により変更される場合があります。

姫路駅から姫路市総合福祉会館までの地図



<姫路市総合福祉会館>

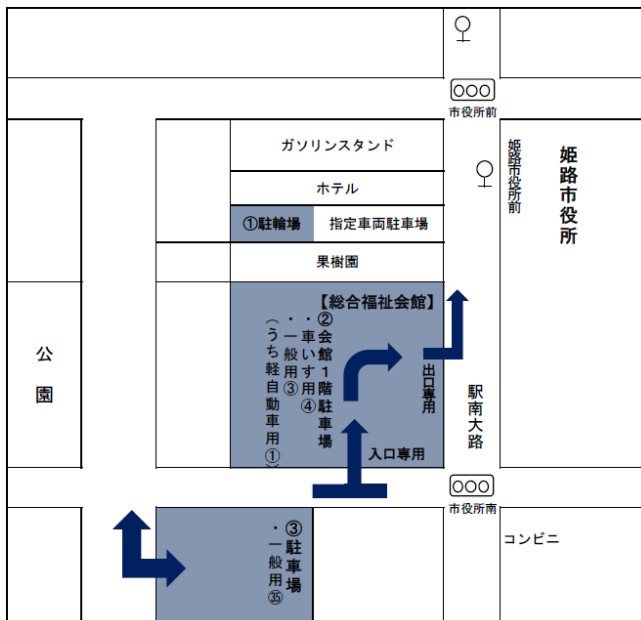
〒670-0955

兵庫県姫路市安田三丁目1番地

<アクセス>

- ・ JRをご利用の場合
JR「姫路駅」下車。南出口から南へ徒歩約20分
- ・ 路線バスをご利用の場合
姫路駅（南口）「21のりば」より約5分「姫路市役所前バス停」下車。道路西向い
- ・ 山陽電鉄をご利用の場合
「手柄駅」下車。東南へ徒歩で約10分

[駐車場・駐輪場について]



- ① 自転車でお越しの方は北側「①駐輪場」にお停め下さい。
- ② 車いす等ご利用者のための駐車スペースが「②会館1階駐車場」に4区画あります。「②会館1階駐車場」の入り口は南側です（場内一方通行）。
- ③ その他ご利用者は、「③駐車場」にお停め下さい。

※駐車台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。